

令和4年

第23回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年1月27日(金)

伊勢原市農業委員会

## 第23回 伊勢原市農業委員会総会議事録

### 1 開催日時

令和5年1月27日（金） 午前9時35分から午前10時45分まで

### 2 開催場所

伊勢原市役所2階 2C会議室

### 3 委員在任定数 10名

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 杉本 和彦 | (6) 越水 一雄  |
| (2) 大木 克美 | (7) 三野 孝文  |
| (3) 重田 千秋 | (8) 麻生 伸一  |
| (4) 田中 光男 | (9) 市川 正美  |
| (5) 古屋 幸男 | (10) 鈴木 雅之 |

### 4 出席委員数

10名（その他、農地利用最適化推進委員12名出席）

### 5 欠席委員

なし

### 6 署名委員

三野 孝文、麻生 伸一

### 7 議長

鈴木 雅之

### 8 事務局等職員出席者

- ・伊藤 陽一（事務局長）
- ・青木 優
- ・服部 孝喜
- ・片山 淳二
- ・岸 好夫

### 9 傍聴者

2名

## 10 審議内容 (開会 午前9時35分)

- [事務局 長] 定刻となりましたので、只今より第23回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、ご報告がございます。
- 本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴人の方が2名いらっしゃいますので、これから入室していただきます。ここで、傍聴される方に申し上げます。「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱第5条各項の規定」によりまして、傍聴人は、静穏に傍聴していただき、写真やビデオの撮影、録音等は禁止されておりますので、ご承知おきください。
- また、会場の秩序維持のため、必要と認める場合には、議長の命により、退席をお願いすることがありますことを申し添えます。
- なお、傍聴席に備え付けの「本日の会議資料」については、閲覧用となっておりますので、お持ち帰りにならないようお願いします。
- 在任定数10名、全員出席で、定足数に達していることを報告します。それでは、議長、議事の進行をお願いします。
- [議長] それでは、只今から、第23回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、7番・三野孝文委員と8番・麻生伸一委員の両名をお願いいたします。
- 議事に入ります。本日の審議事項は、報告7件、議案3件の計10件となっております。まず、報告より入ります。
- [議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
- 議案書の1ページから7ページをご覧ください。内訳は、大田地区で7件、高部屋地区で1件、比々多地区で1件、成瀬地区で1件の届出を受理しています。なお、いずれも第3者への斡旋の希望はありませんでした。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が10件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり成瀬地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号の1については、平成14年頃に駐車場に転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり大山地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号の1については、大山インター土地区画整理事業地として転用を行うものです。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 報告第4号、農地法第5条第1項第7号の規定を受ける買受適格証明願について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、競売・公売に参加して農地の買い受けの申出を希望する際に、事前に適格者の証明を受けておく必要があり、入札する際に添付書類として求められるものになります。

対象地は、串橋の市街化区域内の農地になります。図面番号は1番です。

出願者は不動産業を営む法人で、取得された際は、宅地として転用される予定となっております。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項第7号の適用を受ける買受適格証明の願い出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件、大田地区で2件、比々多地区で1件の申請がありました。

報告第5号の1、申請人は田中にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和4年12月22日、対象農地の明細は、12ページです。田中字ソヤタに2筆、同ク子花に2筆、同字ガケに1筆、伊勢原4丁目に1筆、合計面積は3,826.78平方メートルです。1月6日に事務局で現地調査を行い、水稻の稲刈り跡、ブドウ、柿の栽培を確認しています。1月10日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の2、申請人は小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年12月15日、対象農地の明細は13ページから14ページです。小稲葉字大上に2筆、同字八ツ畑に8筆、同字畠合に6筆、同字鎗田に5筆、合計面積は10,138平方メートルです。1月6日に事務局で現地調査を行い、水稻の刈込跡、大根、白菜等の露地野菜の栽培を確認しています。1月10日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の3、申請人は善波にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年12月23日、対象農地の明細は15ページです。善波字天神前に8筆、同字獅子窪に4筆、同字虎

[事務局] 杖窪に1筆、合計面積は11,987平方メートルです。1月6日に事務局で現地調査を行い、大根、白菜等の露地野菜、みかん、はっさく等、果樹の栽培を確認しています。1月10日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第5号の4、申請人は上谷にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和4年12月21日、対象農地の明細は16ページから17ページです。下糟屋字上砂田に1筆、上谷字前田に2筆、同字島合に9筆、同字反町に4筆、同字下西川に3筆、沼目字五反地に2筆、合計面積は13,152平方メートルです。1月17日に事務局で現地調査を行い、飼料用作物の刈込跡、水稻の刈込跡を確認しています。1月19日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第6号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 公共事業工事に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回1件の届出がありました。

報告第6号の1、図面番号は2番です。併せて公図・参考図をご覧ください。

伊勢原市農林整備担当課長からの届出です。小稲葉の3筆、合計面積972平方メートルを令和4年度農地耕作条件改善事業道路水路整備工事のために仮設資材置場及び仮設事務所として一時転用します。本体の工事箇所は、案内図に示す範囲で、U字溝を入れ替えて道路面を広がる工事・土水路に新たにU字溝を入れる工事を行います。工事期間は、令和5年1月10日から令和5年3月31日を予定しています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。農地法第5条第1項ただし書き該当の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 報告第7号、生産緑地の取得のあっせんについて、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 報告第7号の箇所番号と付属の図面を併せてご覧ください。生産緑地の指定後30年が経過したため、伊勢原市長から農林業従事者に対し、生産緑地の取得のあっせんについて申し出があったので報告します。全部で4箇所、5筆、2,476平方メートルです。詳しい売買条件につきましては、担当の都市政策課まで問合せください。地元の農林業従事者の中で取得希望者がいらっしゃる場合には、令和5年2月8日（水）までに、農業委員会事務局へ御連絡をお願いします。

なお、連絡がない場合には、土地取得希望者がいないものとして、市長に報告をさせていただきます。あっせん申出日から3ヵ月経過後に行為制限解除となります。

[議長] 事務局の説明が終わりました。生産緑地の取得のあっせんに伴う申し出が4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、大田地区で2件の申請がありました。

議案第1号の1、申請人は市内小稲葉にお住まいの方で、被相続人の妻になります。対象農地の明細は、24ページから25ページです。申請地は、小稲葉字玉川に12筆、同字下之町に2筆、同字下河内に12筆、同字下野原に2筆、合計面積10,845平方メートルを特例農地として申請しています。1月16日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、水稻、飼料用作物の刈込跡、露地野菜の作付けを確認し適正に管理されておりました。

[事務局] 次に、議案第1号の2、申請人は市内小稲葉にお住まいの方で、被相続人の妻になります。対象農地の明細は、26ページから28ページです。申請地は、下糟屋字長尾縄に1筆、下谷字中才に3筆、小稲葉字大上に4筆、同字畠合に5筆、同字大田に4筆、同字一ツ橋に5筆、同字長橋に1筆、同字七曲に2筆、合計面積19,696平方メートルを特例農地として申請しています。1月16日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、水稻、飼料用作物の刈込跡を確認し適正に管理されておりました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1月16日と22日に現地を確認しました。事務局の説明のとおり、適正に管理されておりました。

[議長] 次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1月16日と22日に現地を確認しました。事務局の説明のとおり、適正に管理されておりました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第1号の2について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】



[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の2について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議長] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、4件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は3番です。併せて公図、参考図をご覧ください。12月審議の案件と同じ内容・同じ図面類です。

この申請は、12月の総会で否決された案件ですが、ご審議を頂くにあたり、再度、当初の説明をさせていただきます。

申請地は、伊勢原駅から東側へ約1.5キロメートルの所にあり、農振農用地内で西部用水の受益地、北側と南側は畑の形状・中央部の2反が水田で、池端字東池田の6筆、面積は3,576平方メートルです。北側と南側は道路、西側は排水路、東側は西部用水と農道に囲まれており、譲渡人は市内池端の農家3名、譲受人は桜台3丁目の不動産会社です。権利関係は、使用貸借権設定です。周囲を畑に囲まれた農地が湿田で、水はけが悪く、水稻耕作から普通畑へ転換を考えていたところ、昨年10月27日に北側の畑を無償で所有権を移転する農地法3条の許可を得ております。移転登記は今後行いますが、市道から直接出入りできる畑として農地造成を計画しました。南端の畑の所有者は、農業ができない状況のため、一体を含めて農地造成し、一枚の畑として代表して耕作します。代表耕作者は30代のご夫婦で、水田92アール、畑71アールを経営し、繁忙期はパート従事者を雇用しています。工事期間は1年間の使用貸借契約で、一時的に農地に重機が入りますので、一時転用として農地法第5条の申請となります。市道から出入りするため、道路から0.6メートル程度盛土して高くなります。一番低い水田からの盛土の最大高さは2.2メートル、埋立て土量は、6,064.63立方メートルです。市内高森の宅地造成現場から11トン車に6立方メートルを積込み、1日20回搬入の予定です。敷地境界は29度の法面勾配とし、50センチメートルの離れを

とり、隣地に流出しないよう被害防除します。農地復元後はトウモロコシ、キャベツ、ナスを栽培します。他法令の手続きは特にありませんが、事前に道路管理者・水路管理者とは協議済みで、事業周知を図り安全に施工します。一時転用による周辺農地への影響も少なく、被害防除措置も計画されており、資金計画も適切と判断されます。

先月の審議では、南側の畑の廃材の処理・水路の土砂堆積問題などの質問のほかに、一人の土地所有者が造成するなら理解できるが、南側の畑の人は、出入口がない畑になってしまう、造成後の耕作を誰がどのような形で行うのか理解できないなどの意見があり、否決となったものでございます。審議結果は、不許可相当であること、申請取下げが最善の方法で有るということを代理人と県の担当者に伝えたところ、代理人からは農業委員会は民主的に審議が行われているのか、全委員の住所を教えてくださいとの申し出を受けました。関連事業の計画があり、工事の遅れで損失が発生する恐れがあるが、損害賠償請求をされることは避けたいので、追加資料の指示に従うとの事でした。

県からは、議事録の提出求められ、総会当日に未定稿の議事録を送ったところ、総会での意見は不許可の理由に当たらない、再度審議して頂きたいとのことでした。その理由は、出入口がなくなる畑は、通行の同意書があれば解決する。農地貸借の約束は、具体的文書（両者の覚書）にして提出すれば許可の範囲となるのではないかと提案があり、12月27日に県と相談して委員会で想定できる疑義事項について疑問点を最終ファックス送信した結果、代理人から通行承諾書と農地使用貸借の覚書・修正書類を提出していただきました。

畑の廃材の処理については、図面に「撤去処分と確認用写真提出」を追記され、北側の畑の水路法面の急勾配の箇所は、50センチメートル離して29度の勾配で施工することとしています。ここに再審議をお願いするものです。具体的な意見提案のうえ、委員の皆様で賛否の理由をまとめて頂きたいと思います。対象地は3,000平方メートル以上ですので、2月1日に県農業会議の常設審議会委員の現地調査を受け、2月15日の常設審議会委員会に出向いて諮問を行います。そこで特に問題なしとなった場合、県知事に副申します。

続きまして、議案第2号の2、図面番号は4番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、東大竹字下谷戸の6筆、面積は、1,879平方メートルのうち1,874.51平方メートルで、北側と東側は農地、西側は自社用地の宅地と資材置場、南側は市道となっています。譲渡人は6名の方で、譲受人は伊勢原4丁目の会

社です。権利関係は、所有権移転です。この会社の既存の資材置場の許可を受けたと土地について説明します。東大竹1541番3、面積700平方メートルは、メインの資材置場として使用中で、東大竹1534番1、面積2,000平方メートルは、市の環境対策課から作業中の音や粉塵が近隣住民に影響を及ぼすので作業時間を配慮するようにと指導があったため、全く使用できずにいます。岡崎6606番の竹園小学校前の土地、面積1,000平方メートルは、地主の心変わりにより駐車場になっています。岡崎4811番、面積400平方メートルは進入路が狭く、普通車のみしか出入りができず、駐車スペースの利用に留まっています。東大竹1397番1、面積1,700平方メートルは、進入口に住宅があるため、振動などの影響を考え、大きな作業を控えています。

事業につきましては、業績好調でメインの分譲中の宅地の外に、新築・リフォーム・解体工事の個別案件も拡大し、総合的な資材置場の敷地が必要となっていたところ、隣地の市民農園の土地所有者から売買の内諾を得られたため、転用申請に至りました。資材置場には図面に示した資材を置きます。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地は整地し、雨水は浸透トレンチ管を敷設して浸透処理します。計画としては、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。1月18日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後は県知事に副申します。

続きまして、議案第2号の3、図面番号は5番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は岡崎字前田の2筆、面積は344平方メートルで、北側と西側は水路、東側は宅地と開発道路、南側は市道となっています。譲渡人は平塚の方で、譲受人は平塚市の不動産会社です。権利関係は、所有権移転です。この会社は、不動産業と建設業を行っており、実績として年に2件の新築住宅工事・リフォーム工事を行っています。隣接する開発行為に伴い、8戸の分譲住宅を申請している事業者の一人でもあります。申請地の形状は、不整形で水路に対して法面があり、有効面積が狭いため、足場材とコンクリートブロックの置場、ゴミ集積所を設置し、積卸し用の車両置場スペースを確保します。申請地の立地基準は、前面道路に上水道と公共下水道が敷設されており、また、申請地から500メートル以内に街区公園や医療機関、教育施設が2つ以上存するため、第3種農地と判

断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地は整地のみで、雨水は水路に流します。計画としては、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。また、500平方メートル以下のため、伊勢原市地域まちづくり推進条例の適用はありません。1月18日に県担当者の現地調査を受け、現時点では、特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後は県知事に副申します。

続きまして、議案第 号の4、図面番号は6番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、石田字下河内の2筆、合計面積は991平方メートルで、西側は市道、東側は農道、南側は申請者の駐車場、北側は住宅と畑となっています。譲渡人は、市内の2名の方で、譲受人は東京都昭島市の医療・介護・リハビリテーションサービスの会社です。権利関係は所有権移転です。この会社は、50メートル南側に介護老人保健施設「あゆみの里」を運営しており、施設入所者用ベッド数100床、デイサービス利用者40人となっています。施設敷地内に23台分の駐車場は送迎車両を11台使用しています。申請地の南隣の既存駐車場40台分は、従業員30台は常時埋まっています。配送車などを含めた施設利用者が最大で1日70名程度あるため、残りの駐車場23台分では間に合わないため、40台分の駐車場を確保する必要があり転用申請します。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満で市街化区域から500メートル以内であることから「第2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、周囲は土留め擁壁にコンクリートブロック、フェンスで囲みます。敷地は砂利敷きとします。雨水は浸透トレンチ管を敷設して浸透処理します。計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です。1月18日に県担当者の現地調査を受け、現時点では特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後は県知事に副申します。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 前回審議した内容のため、補足説明は省略させていただきます。

[議長] 議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1月21日に現地を確認しました。事務局に聞きますが、使い勝手が悪いとは、どこの部分ですか。

[事務局] 既存部分のことで、5箇所許可を受けていますが、「入口がせまい」「隣地からの苦情」など大きな音が出しづらい。そのように聞いています。

[議長] 議案第2号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 1月21日に確認して特段支障はないと考えますが、一度、開発した部分の残地は、一体で施工出来なかったのでしょうか。

[事務局] 開発エリアの兼ね合いで、造成後の転用手続となります。

[議長] 議案第2号の4につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 12月22日に施工者から説明がありました。雨水対策や近隣住民の意見集約もできており問題ないと考えます。1月20日に地区委員と現地確認を行いました。特段、支障ないと考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

[A委員] 一時転用後の営農計画が不明瞭なため、前回否決したが、その点の確認は取れたのですか。

[事務局] 覚書をいただいております、造成後の営農についても示されています。営農計画も提出いただいております、資料に添付しています。

[B委員] 埋立て土量の運搬費用の流れと、運搬回数が1日20回とありますが、周辺的生活環境へ影響はないでしょうか。

[事務局] 具体的な費用の詳細は控えさせていただきたいが、仮設工事に数十万円、整地工事に数十万円、土砂搬入工事に数百万円、全体で数百万

[事務局] 円かかります。費用については、施工業者が全て持つため、耕作者の負担はないと聞いています。また、運搬については1日20台が一举に現場に来るわけではなく、間引きながら往來します。

[B 委員] 土砂の処分費用を1立方メートル当たり千円として6,000立法メートルを処分すると手数料が600万円となるが、土地所有者には渡らず、無料ということか。

11トンドンプが1日に20台も通過すると交通渋滞・通勤通学の不安・振動・騒音で大問題になる。今回の申請場所は住宅が目の前にあるので計画の見直しを再度求めた方が良いのではないか。

[事務局] 費用については、土地所有者は無料で盛土をするとの契約書を確認しています。

使用道路ですが、高森の宅地造成現場からすぐに国道246号に出ます、市役所前の信号を曲がり、県道をエスポット方面に南下、池端の信号を曲がり、現場に到着します。その間は大型車両の交通規制等はないため、常時大型車の通行はあります。通過道路は全て駅周辺の住宅地です。1日20台の搬入計画は他の現場の計画に比較しても特別多いようには感じません。特に今回の件で通行上の大きな問題は想定できません。

[C 委員] 造成面積も大きく、草刈り面積も大きくなると思うが、そこら辺は確認出来ていますか。

[事務局] 法面の面積は800平方メートルとなります。草刈り自体は1日でできるとのことですし、処分も2日ほどでできると見込まれます。

[D 委員] 作業車両バックホウ0.7とあるが、これだけの面積は小さすぎないか。作業が滞るようでは計画どおりにいかないのではないか

[事務局] バックホウと押しブルドーザーを各1台使用する、バックホウの規格については詳しくないのでこの場での説明は出来ないが、工期は1年間で余裕を持っているので、作業に多少の支障があっても、工期内の完成に変更は生じないものと考えています。

- [議 長] それでは、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。  
【 挙手多数 】
- [議 長] 挙手多数。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。
- [議 長] 議案第2号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。  
【 質疑なし 】
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。  
【 挙手全員 】
- [議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。
- [議 長] 議案第2号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。  
【 質疑なし 】
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の3について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。  
【 挙手全員 】
- [議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。
- [議 長] 議案第2号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。  
【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。  
議案第2号の4について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の4については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります5件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が2月1日となります。

まず議案第3号の1、伊勢原地区池端字下中澤の4筆計1, 717平方メートルの賃貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第3号の2、伊勢原地区、池端字下中澤の1筆、492平方メートルの賃貸借について、受け手は、議案第3号の1の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第3号の3、伊勢原地区、池端字西池田の3筆、合計693.05平方メートルの使用貸借について、受け手は、30アール以上の耕作を行っている農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第3号の4、成瀬地区、下糟屋字菖蒲田の1筆、816平方メートルの使用貸借について、受け手は、本市の認定農業者かつ人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。



次に、議案第3号の5、成瀬地区、下糟屋字菖蒲田の3筆、計1,688平方メートルの使用貸借について、受け手は、本市の認定農業者かつ人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第4号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。  
【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。  
【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 以上をもちまして、第23回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前10時45分 終了】

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_